

創業に関するご相談は商工会議所にお任せください

金融情報

新型コロナウイルス感染症に関連する特例制度のご案内

令和3年3月31日現在

制度名	貸付限度額	用途	返済期間	利率	申込先
経営改善貸付 (金利引下げ)	2,000万円 別枠1,000万円	運転 設備	7年以内 10年以内	1.21% 別枠:0.31%(当初3年間)	新津商工会議所
※経営改善貸付は、無担保・無保証人融資制度です。(通称:マル経融資) 融資対象者は、下記の要件を全て満たした方のみとなります。 ①新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少 ②原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方 ③最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方 ④常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方 ⑤所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方					
新型コロナウイルス感染症特別貸付	別枠 8,000万円	運転 設備	15年以内 20年以内	当初3年間: 0.36%~0.75% 3年経過後: 1.26%~1.65% 無担保、据置は 5年以内	日本政策金融公庫
【特別利子補給制度について】 マル経融資(別枠)または新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であり、下記のいずれかの要件に該当する方は、後日、利息部分について、いわゆる利子補給の制度が政府において設けられることになっており、利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用頂けます。 ①小規模事業者(個人):要件なし ②小規模事業者(法人):売上高▲15%減少 ③中小企業者(①、②以外):売上高▲20%減少					
経営支援特別融資	3,000万円	運転	10年以内	1.5%~2.2% (保証料補助あり)	各金融機関
相談窓口:秋葉区役所産業振興課 商工観光係					

新津商工会議所 青年部卒業式を開催

3月19日(金)、当所に於いて令和2年度新津商工会議所青年部卒業式が執り行われました。今年度は感染防止対策を徹底した上で式典のみの開催となり、嶋田会長による開会の挨拶の後、卒業生への卒業証書と記念品を贈呈いたしました。コロナ禍の様々な制限での開催でしたが、卒業生の皆さんとともにこれまでの活動を振り返る貴重な時間となりました。卒業生の今後のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

新津商工会議所青年部では、一緒に活動するメンバーを募集しております。詳しくは新津商工会議所青年部事務局(0250-22-0121)まで。

青年部だより

青年部会員募集中!

- 入会資格 新津商工会議所会員事業所の経営者・後継者並びに従事者で49歳以下の方
 - 事業活動 ●会員メンバーと異業種交流・親睦会!
●講演会、研修会でスキルアップ!
●まちづくり推進活動や地域活性化イベントへの企画や参加!
 - 会費 年会費36,000円
- お問い合わせ/新津商工会議所青年部事務局 榎、萬歳
TEL:0250-22-0121



令和3年度の雇用保険料率について

~令和2年度から変更ありません~

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの雇用保険料率は下表のとおりです。

事業者の種類	①労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6/1,000	9/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	12/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置延長について

雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当相当額等を助成するものです。

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、雇用調整助成金の特例措置を4月30日まで延長いたします。

注意点など

- 休業・教育訓練の場合の助成率
 - ・中小企業: 4/5 (解雇等を行っていない場合は10/10)
 - ・大企業: 2/3 (解雇等を行っていない場合は3/4)
- 学生アルバイト・パート労働者(※1)も対象(※2)
 - (※1) 週の所定労働時間が20時間未満の労働者
 - (※2) 「緊急雇用安定助成金」として支給

お問い合わせ

ご不明な点は、下記コールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝含む

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

新型コロナ対策(お知らせ)

新津商工会議所 新型コロナ対策の最新支援情報は、当所ホームページを活用下さい!

当所ホームページ(<http://niitsu.or.jp/>)では、新型コロナウイルスの影響による各支援策について「支援策パンフレット」「資金繰り」「給付金」「助成金」「補助金」等に分類し、国・県・市等からの支援が拡充される都度、更新しています。

新潟県事業継続支援金(飲食店支援)について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等の影響を受けて、売上の減少が続いている飲食事業者に対し、事業継続に向けた支援金を支給します。

- 対象者: ①新潟県内で飲食店(食堂、居酒屋、バーなど)又はカラオケ店を営む法人又は個人。
②飲食店営業許可又は喫茶店営業許可、その他の法令等により必要とされる許認可等を全て取得していること。
③業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」等を踏まえ、感染症拡大防止対策を実施していること。
④申請時点において飲食店の営業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。
などの要件を全て満たす者。

支給額: 20万円(県内で複数店舗を営む事業者は40万円)
支給要件: 県内店舗の売上高の合計について令和2年12月から令和3年4月までの期間において、2か月連続して前年同月比で20%以上減少していること。

<申請受付期間>

令和3年3月16日(火)から5月31日(月)

※締切日消印有効

<申請方法>

申請書に添付書類を添えて、簡易書留など郵送物の追跡が出来る方法で「郵送」してください。

〒950-0916 新潟県新潟市中央区米山4丁目1-28 藤巻ビル5階 事業継続支援金センター 宛

<申請書の入手方法(支援金HP)>

以下の新潟県事業継続支援金 Web ページからダウンロードください。

→<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/jigyoukeizokusienkin.html>

【問い合わせ先(相談窓口)】

事業継続支援金センター (025-248-7270)

受付時間: 午前9時から午後5時まで

(土日祝日を除く)



会員企業を全力で支援・サポートします!

新津商工会議所

~会員になって商工会議所を活用しよう!~

〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町3丁目1番7号
TEL: 0250-22-0121 FAX: 0250-25-2332
URL: <http://www.niitsu.or.jp/> E-mail: n-cci@fsinet.or.jp

にいつホットStation

●広告募集中! ●
※会員様限定

〈広告料〉
・1マス(7.9cm×4.1cm)
月 9,900円(消費税込み)
年間 108,900円(1ヶ月分値引き)
お申し込み・お問い合わせは会報担当へ
TEL: 22-0121

BCPの担い手ガスコージェネ

都市ガスで、電気とお湯をつくります。

越後天然ガス
TEL: 0250-24-2171

まかせて安心の店

自転車・オートバイ
自動車販売・車検etc

樋口輪店

TEL 22-1828
FAX 24-1828

ご愛読ありがとうございます

NIC新津

(株)新潟日報サポート
新津支店

新潟市秋葉区滝谷町3番21号
TEL 0250(22)2015
FAX 0250(22)2050